

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(高松会場) 質問一覧

NO	質問	回答
1	PFI法の改正状況と国土交通省所管事業の発注案件の動向を可能な範囲でお教え願いたい。	PFI法については、本年6月のPFI推進委員会の中 間報告における民間収益施設を選定事業者以外の 者に譲渡することが可能となるよう改正することにつ いて検討すべきとの提言を受け、今後、検討されると 考えられます。 国土交通省においては、個々の事業の特性により、 PFI方式がなじむかどうかの判断がされることもあ り、発注動向については、想定できておりませんが、 PFI事業の推進に向けて積極的に取り組んでいると ころです。
2	市としてPFIに取り組む時に、新たに独自のガイド ラインを制定する必要があるか、それとも香川県の「P FI導入の手引き」等既存の資料を準用すれば十分な のか。	いわゆるガイドラインが必要かどうか、また、既存の ガイドライン等で足りるか否かについては、貴市にお いて必要とされるPFIに関する知識、ノウハウ等によ ると考えられます。個別の疑問等については、当省 でも可能な限りお答えしたいと考えます。
3	福岡で最初のPFIが破綻したように仄聞しているが、 その原因等について分かれば御教示願いたい。	福岡市の案件につきましては、詳細について当省で は承知できておりません。
4	PFI・PPPが近年話題になっておりますが今ひとつ実 感がありません。具体的にどのようなことが行われて いるか例を事前にお知らせ願いませんか未知のもの を聞くより予備知識的なものがあれば幸いです。	PFIについては、日本においては、PFI法に基づくも のが基準となると考えられますが、PPPについては、 定まった定義がされていないと認識しております。な お、PPPについては、PFIや民間委託等を含めたよ り広い概念として考えられているとも聞いておりま す。 具体の案件につきましては、当日の当省よりのプレ ゼンテーションまたは、内閣府等のホームページ等 が参考となると思われます。
5	事業形態が、「独立採算型」又は「ジョイントベン チャー型」の実施例があれば、お聞かせいただけれ ば幸いです。(国立大学では、一部を除き「サービス 購入型」です。)	当省で把握できている範囲では、たとえば、駐車場 において独立採算型の事業を実施されている事例 があります。また、公園事業で、サービス購入費と利 用料金収入を組み合わせたジョイントベンチャー型と して実施されている事例があります。
6	(理解不足の点があり、間違っている点もあるでし ょうが・・・) タラソ福岡は、PFI事業でありながら、親会社が倒 れたことを起因として、PFI事業が倒れてしまった。 PFIの特長としてプロジェクトファイナンスが挙げら れながら、コーポレートファイナンス的色合い強い今 回の様な事例が出てきた場合、地方公共団体、参画 企業、住民はどのような対応をすることが想定される のか。 特に、地方公共団体においては、長期割賦払いを 想定していたはずであるが、このような場合には、金 銭的処理等をどのようにしなければならぬことが予 想されるのか。ご教示いただきたい。	タラソ福岡の案件については、当省では内容につ いては承知できておりません。 一般論として、事業継続が困難となった場合の対応 としては、PFI法に基づく基本方針においても、協定 等によって当事者のとるべき措置を具体的に明確に 規定することとされており、それによって、事業継続 困難となった場合の対応についても、個別事業の協 定等において規定されると考えられます。今回の案 件でも、規定による各者が適切に対応されていると 考えられます。 また、一般的に、PFI推進委員会の「契約に関するガ イドライン」に示されているように事業の継続が困難 となり、事業が途中で終了する場合は、その原因の 所在(公共側、選定事業者側、不可抗力等)により、 違約金、損害賠償等の支払いが行われる場合があ るようです。

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(高松会場) 質問一覧

NO	質問	回答
7	<p>報道によれば、PFIによる事業整備が徐々に各地でも展開される状況となっているようですが、比較的小規模かつ簡便なファイナンスの活用事例は見受けられますか。</p> <p>モデル事例があれば御紹介願いたく、よろしくお取り計らい願います。</p>	<p>個別案件のファイナンスの規模、内容等については、PFI事業者と金融機関の関係において取り扱われていることもあり、当省で承知できておりませんが、全体の事業費の比較的小さな事業もあると聞いております。事例については、当セミナーにおけるプレゼンテーションにおいても説明がされます。</p>
8	<p>1、「地方公共団体がPFI事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省基本方針」(平成16年3月)の中で、“BTO、BOTともに、PFI事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。”(ただし、BOTは条件付)とされていますが、以下の質問事項があります。</p> <p>① 公物管理法の中には、補助金の交付対象者を地方公共団体と規定しているものがあります(例えば、道路法56条では道路管理者、都市公園法19条では地方公共団体)。</p> <p>BOTの場合であっても(民間が所有する施設であっても)補助金は、地方公共団体に交付されると考えてよろしいでしょうか？</p> <p>② PFI事業の場合、施設費は民間事業者に事業期間に渡って延払いされますが、地方公共団体は交付された補助金をプールし、延払いする施設費に合わせて補助金を分割して支払うことは可能なのでしょうか？</p> <p>2、施設費の内、補助金以外の地方公共団体の負担分(補助裏)について</p> <p>① 従来では、補助裏は補助金とともに拠出され事業が執行されていましたが、PFI事業においても補助金の交付時期に合わせて、地方公共団体は補助裏相当額の資金を一括して拠出しなければならないのでしょうか？または、地方自治体は、補助裏相当額を事業期間にわたって分割で民間事業者を支払うことは可能でしょうか？</p>	<p>1.</p> <p>①補助金は、通常の公共事業方式と同様に交付されます。</p> <p>②補助金は毎会計年度で、交付申請して頂き、年度が終了した際に実績報告いただいております。それにもとづき、額の確定を行っているため、プールはできないと考えられます。</p> <p>2.</p> <p>①補助裏の支出については、通常の公共事業方式と同様の取り扱いとなると考えられます。</p>